

四日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第23号

四日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

四日市市道路占用料徴収条例（昭和43年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件(法第39条の8に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる占用物件</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件(法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる占用物件</p>

<p>に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、規則で定める額を減額するものとする。</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第12項</u>に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、規則で定める額を減額するものとする。</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第11項</u>に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>
--	--

改正後			
別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料
(略)			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの		長さ1mにつき 55
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		1年 82
	(略)		(略)
(略)			
令第7条第1号に掲げる物件	(略)		(略)
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	(略)	
(略)		(略)	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき 1年	1,600
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		(略)	

令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	占有面積1m ² につき1年	(略)
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.018を乗じて得た額
備考 (略)			

改正前			
別表 (第2条関係)			
占有物件		単位	占有料
(略)			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき	8.2
	(略)	1年	(略)
(略)			
令第7条第1号に掲げる物件	(略)	(略)	
	幕 (令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)	
	(略)	(略)	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		(略)	

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	(略)	占有面積 1 m ² につき 1年	(略)
備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日（以下「基準日」という。）の前日において既に占有の許可を受けている占有物件等のうち、基準日以後の占有の期間に係る占有料の額については、改正後の四日市市道路占有料徴収条例別表の規定により計算した額とする。

(都市整備部道路管理課)